

# 災害発生時における厚生労働省の取組

大臣官房厚生科学課  
健康危機管理・災害対策室

平成30年は、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震等多くの自然災害に見舞われた年だった。

## ■02月 ・2月4日からの大雪等

北陸地方西部の福井県嶺北地方・石川県加賀地方を中心とする記録的な大雪。死者22名、重傷者102名。

※厚生労働省関係では、西日本において、連日の寒波により、給水管や露出した管路が凍結し破裂すること等による大規模な給水制限に至る事例が発生。また、福井県において大雪による交通麻痺により、透析患者の通院が困難となったため、他院において透析を実施した。

## ■06月 ・大阪府北部を震源とする地震

6月18日に大阪府北部を震源として発生した、M6.1の地震。最大震度は震度6弱。死者6名、重傷者28名。

※厚生労働省関係では、国立循環器病研究センターにおいて、地震発生直後電気・ガス・水道の遮断や水漏れがあったことから、一部患者の転院を行う等の対応を行った。

## ■07月 ・平成30年7月豪雨

6月28日以降の台風第7号や梅雨前線の影響により、西日本を中心に全国的に広い範囲で発生した豪雨。6月28日から7月8日迄の総降水量が四国地方で1800ミリ、東海地方で1200ミリを超え、7月降水量平均値の2～4倍になるところがあった。死者224名、行方不明者8名、重傷者113名。

※厚生労働省関係では、医療機関等で発生した大規模な断水やそれに対応する応急給水、土砂崩れ等で損壊した水道施設の復旧、DHEATの派遣等の対応を行った。

## ■09月 ・台風21号

8月28日に発生、9月4日に日本に上陸し、特に近畿地方を中心に大きな被害。死者13名、重傷38名。

※厚生労働省関係では、関西空港の閉鎖に伴い、関西空港検疫所の業務が一時停止した。

## ・北海道胆振東部地震

9月6日に北海道胆振地方中東部を震源として発生した、M6.7の地震。最大震度は7。死者41名、重傷者18名。

※厚生労働省関係では、全道停電が生じたことから、医療機関等の業務継続に向けた予備電源や燃料の確認、水道施設の復旧、在宅呼吸療法患者、在宅透析患者等の安否確認等の対応を行った。

## ・台風24号

9月21日に発生、9月30日に日本に上陸し、死者4名、重傷者25名。

※この他、3～4月の霧島山の火山活動、4月の島根県西部を震源とする地震、5月の長野県北部地震、6月の群馬県南部地震、8月の口永良部島の火山活動、その他多くの台風に見舞われた。

厚生労働省では、発災後急性期から復興期まで、過去の災害における知見等も活用しながら、被災者に寄り添ったきめ細かな支援を実施している。

大まかなステージの進行

## 主な対応業務

発災後  
急性期

- 災害派遣医療チーム(DMAT)の活動
- ライフライン(水道)の被害状況の把握
- 医療施設、社会福祉施設等の被害状況の把握

避難所等の  
開設後

- 災害派遣精神医療チーム(DPAT)の活動
- 災害時健康危機管理支援(DHEAT)チームの応援派遣
- 保健師等の避難所等巡回
- 応急給水の実施(於: 避難所その他)
- 日赤救護班、日本医師会災害医療チーム(JMAT)等の活動

災害救助法  
の適用後

- 雇用保険の失業給付について、一時離職の場合でも受給できる特例を実施、雇用調整助成金の特例措置の実施
- 通常は低所得世帯等に当座の生活費等の貸付けを行う生活福祉資金貸付について、貸付対象を被災世帯にも拡大、償還期限の延長等の貸付条件の緩和などの特例措置の実施
- 保険料(税)や一部負担金の減免、窓口における被保険者証等を提示できない場合における柔軟な対応、定員超過を認める通知の発出

復興期

- 仮設住宅等における見守り・相談支援、被災者のこころのケア等の実施
- 医療施設、水道施設、社会福祉施設等の復旧に向けた補助金等の交付

## ■ 平成30年7月豪雨に係る初動対応検証レポート(内閣官房)(平成30年11月16日)

→①避難所の状況把握及び物資調達・輸送、②がれき処理・土砂撤去、③給水支援・水道復旧、④住まいの確保、⑤自治体支援の5点に焦点を当てて検証。

→大規模災害発生時に、本府省庁から幹部級職員を速やかに派遣する。そのため、各省庁において派遣候補者リストを整理・充実しておくとともに、派遣職員の活動を支援できる体制を整えておく。政府職員は受け身で支援要請を待つのではなく、積極的に支援ニーズの把握を行う。

→医療機関の給水支援に必要な情報の迅速な収集・共有を図る。

(参考URL) <http://www.bousai.go.jp/updates/h30typhoon7/h30typhoon7/shodotaio.html>

## ■ 平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難の在り方について(内閣府防災)(平成30年12月12日)

→災害時、住民に求める避難行動について、警戒レベル1～5の5段階に分け、国や市町村から発表される避難勧告や注意報がどのレベルに当たるか対応関係を明確にした報告書を公表。

→高齢者等の要配慮者の避難が課題の一つ。

・防災・減災への取組実施機関と地域包括支援センター・ケアマネジャーが連携し、水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組を実施する(p5の参考1参照)。

・社会福祉施設等の要配慮者利用施設の施設管理者等へ災害リスクを周知し避難確保計画策定の必要性を認識してもらうとともに、計画策定にあたっての課題を把握し、計画策定を促進する。

(参考URL) [http://www.bousai.go.jp/fusuigai/suigai\\_dosyaworking/index.html](http://www.bousai.go.jp/fusuigai/suigai_dosyaworking/index.html)

## ■ 重要インフラの緊急点検／防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の実施(平成30年12月14日)

・平成30年中の一連の災害では、重要インフラ機能に支障を来し、国民経済・生活に多大な影響。

・この際明らかになった問題点に対し、重要インフラの機能確保について、「緊急点検」を実施。

・また、この緊急点検を踏まえ、昨年12月に「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を策定。事業規模概ね7兆円程度を目途として、平成30年度からの3年間で集中的に実施(p7-10の参考2参照)。

## 1. 更なる災害対応体制の充実を図るための諸規程の整備

- ・更なる省内の災害対応体制の充実を図るため、「厚生労働省防災業務計画」、「厚生労働省業務継続計画」等の諸規程の改訂を予定。

(改正内容案)

- －過去の災害への対応内容を踏まえ、通知の発出など必要な措置を適時適切に行う。
- －通信体制の強化、代替施設の確保、地方支分部局等の関係機関との連携

## 2. 厚生労働省本省職員の災害派遣の実施

- ・厚生労働省は7月豪雨では岡山県、広島県、愛媛県に累計91人、北海道胆振東部地震では北海道に累計41人の厚生労働省本省職員を派遣。
- ・今後、別の地域で災害が起こった場合も、厚生労働省関係事案の早期復旧支援のため、本省職員等を遅滞なく派遣予定。各自治体におかれては十分な連携をお願いしたい。

## 3. 大規模災害発生時の人工呼吸器を使用している在宅患者の安否確認の徹底

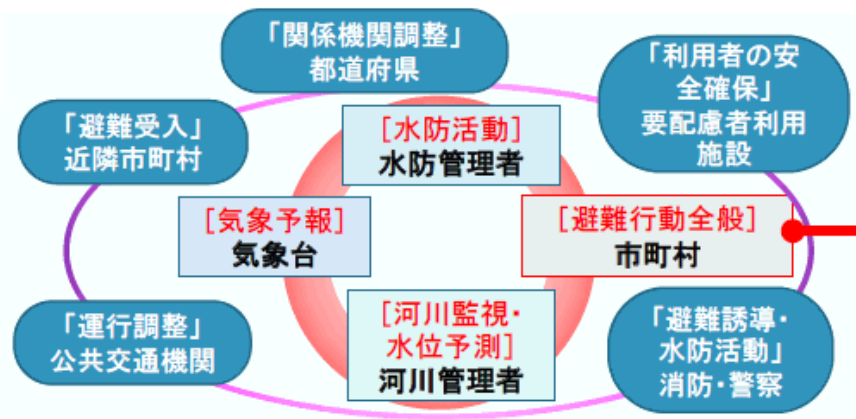
- ・人工呼吸器を使用している在宅患者については、停電や避難に際して、当該機器のための電源確保や予備のボンベが必要となるなど、特に配慮が必要であることから、市町村において、要支援者として平時からの的確に把握しておき、災害発生時には迅速に安否確認を行うことが重要。
- ・都道府県におかれては、防災担当部局と連携し、市町村に取組みを促していただきたい。

# 代表的な取組例3 高齢者の避難行動に対する理解促進

- 高齢者が地域で安心・安全に生活を送るためには、災害時における高齢者の適切な避難行動に結びつくよう、日頃より、高齢者一人ひとりが地域と連携して、災害リスクや避難場所、避難のタイミングへの理解を深めることが必要。
- 水害については、大規模氾濫減災協議会において、ハード・ソフトの両面から、防災・減災への取組を関係者が連携して実施中。
- 高齢者の日頃からの生活に関する支援については、地域包括支援センターやケアマネジャーが核となり実施中。
- **防災・減災への取組実施機関と地域包括支援センター・ケアマネジャーが連携し、水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組を実施**

## <大規模氾濫減災協議会>

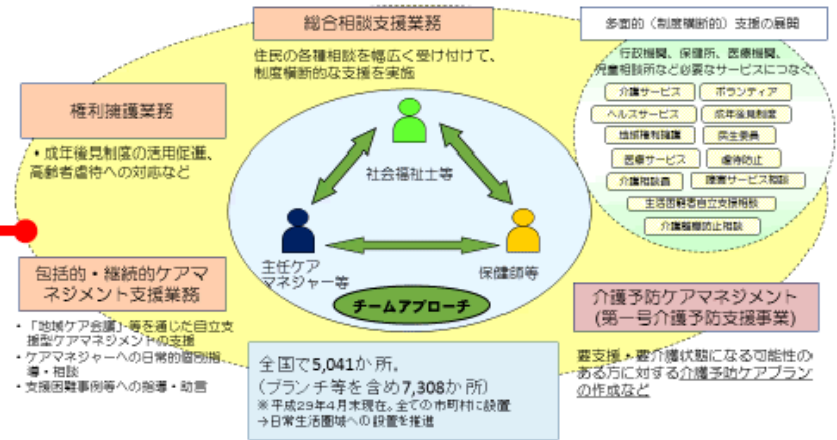
地域で多様な関係者が連携して洪水対策を総合的かつ一体的に推進する機関



## <地域包括支援センター>

市町村が設置する地域の高齢者の保健医療や福祉の増進を包括的に支援する機関

### 防災と福祉の連携



**【取組】 大規模氾濫減災協議会において、防災・減災への取組実施機関と地域包括支援センター・ケアマネジャーが連携し、水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組を実施**

- (例)
- ・ケアマネジャーの職能団体の災害対応研修の場等を活用し、ケアマネジャーへハザードマップ等の説明を実施 (高齢者と接するケアマネジャーに地域の水害リスクを理解してもらい、地域の水害リスクを高齢者へ伝える機会の増加を図る)
  - ・地域包括支援センターへのハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等の設置
  - ・大規模氾濫減災協議会の構成員による地域包括支援センターの住民向け講座等の機会を活用した最新の防災・減災施策の説明や高齢者自身の災害・避難カードの作成に対する協力、大規模氾濫減災協議会において地域包括支援センター・ケアマネジャー等の日常業務における防災に関する取組事例の共有 等

# 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の概要

## 1. 基本的な考え方

○本対策は、「重要インフラの緊急点検の結果及び対応方策」(平成30年11月27日重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議報告)のほか、ブロック塀、ため池等に関する既往点検の結果等を踏まえ、

- ・防災のための重要インフラ等の機能維持
- ・国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

の観点から、国土強靱化基本計画における45のプログラムのうち、重点化すべきプログラム等20プログラムに当たるもので、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、3年間で集中的に実施する。

## 2. 取り組む対策の内容・事業規模の目途

○緊急対策160項目

○財政投融資の活用を含め、おおむね7兆円程度を目途とする事業規模(※1、※2)をもって実施。

### I. 防災のための重要インフラ等の機能維持

- (1)大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化
- (2)救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保
- (3)避難行動に必要な情報等の確保

おおむね3.6兆円程度

おおむね3.0兆円程度

おおむね0.4兆円程度

おおむね0.2兆円程度

### II. 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

- (1)電力等エネルギー供給の確保
- (2)食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保
- (3)陸海空の交通ネットワークの確保
- (4)生活等に必要な情報通信機能・情報サービスの確保

おおむね3.4兆円程度

おおむね0.3兆円程度

おおむね1.0兆円程度

おおむね2.0兆円程度

おおむね0.02兆円程度

(※1)

うち、財政投融資を活用した事業規模としておおむね0.6兆円程度を計上しているほか、民間負担をおおむね0.3兆円程度と想定している。平成30年度第一次補正予算等において措置済みの事業規模0.3兆円を含む。

(※2)

四捨五入の関係で合計が合わないところがある。

## 3. 本対策の期間と達成目標

○期間:2018年度(平成30年度)~2020年度(平成32年度)の3年間

○達成目標:防災・減災、国土強靱化を推進する観点から、特に緊急に実施すべき対策を、完了(概成)又は大幅に進捗させる。

# 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策(一覧)【厚生労働省分抜粋】

## I. 防災のための重要インフラ等の機能維持

### (1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化

No	分野	対象インフラ	緊急対策名	緊急対策の概要	対策箇所数	緊急対策期間	達成目標	実施主体
26	福祉	社会福祉施設	社会福祉施設等の耐震化に関する緊急対策	平成30年大阪北部地震、北海道胆振東部地震等を踏まえ、地震発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する社会福祉施設等の安全を確保するため、耐震化状況調査の結果を踏まえ、耐震性の無い施設約4,120箇所について、耐震化改修整備の緊急対策を実施する。	地震発生等の際、倒壊・崩壊の可能性がある施設約4,120箇所 <児童関係施設等> 約1,474箇所 <障害児者関係施設> 約1,671箇所 <高齢者関係施設> 約882箇所 <その他関係施設> 約93箇所	2020年度まで	2020年度までに社会福祉施設等の耐震化率を約95%まで向上 社会福祉施設等の耐震化の進捗率の達成へ向け、現状を踏まえて加速化 現状(2018推計):91% 現状目標:95%(2018年) → 達成目標95.2%(2020年)	都道府県、市区町村
27	福祉	社会福祉施設	社会福祉施設等のブロック塀等に関する緊急対策	平成30年大阪北部地震を踏まえ、ブロック塀等の倒壊事故を防止し、利用者等の安全を確保するため、社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検の状況調査の結果を踏まえ、安全性に問題がある施設約7,025箇所について、ブロック塀等の改修整備の緊急対策を実施する。	安全点検の結果、安全性に問題があったブロック塀等を設置している施設約7,025箇所 <児童関係施設等> 約3,526箇所 <障害児者関係施設> 約1,564箇所 <高齢者関係施設> 約1,857箇所 <その他関係施設> 約78箇所	2019年度まで	ブロック塀等改修整備が必要な社会福祉施設等約7,025箇所を全て対策完了	都道府県、市区町村

### (2) 救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保

No	分野	対象インフラ	緊急対策名	緊急対策の概要	対策箇所数	緊急対策期間	達成目標	実施主体
53	病院	発電施設	災害拠点病院等の自家発電設備の燃料確保に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、全国の災害拠点病院等を対象に非常用発電設備の整備状況等の緊急点検を行った結果、災害時において病院の診療機能を3日程度維持するために必要な設備の増設等が必要な災害拠点病院等に対して、整備に要する経費の一部を支援する。	125病院	2020年度まで	災害時に特に重要な医療機能を担う災害拠点病院等において、病院の診療機能を3日程度維持できる非常用自家発電設備の整備を完了	民間等の災害拠点病院、救命救急センター及び周産期母子医療センター



No	分野	対象インフラ	緊急対策名	緊急対策の概要	対策箇所数	緊急対策期間	達成目標	実施主体
54	病院	給水設備	災害拠点病院等の給水設備の強化に関する緊急対策	平成30年7月豪雨を踏まえ、全国の災害拠点病院等を対象に給水設備の整備状況等の緊急点検を行った結果、災害時において病院の診療機能を3日程度維持するために設備の増設等が必要な災害拠点病院等に対して、整備に要する経費の一部を支援する。	124病院	2020年度まで	災害時に特に重要な医療機能を担う災害拠点病院等において、病院の診療機能を3日程度維持できる給水設備の整備を完了	民間等の災害拠点病院、救命救急センター及び周産期母子医療センター
55	病院	医療機関	在宅の人工呼吸器使用患者に貸与可能な簡易発電装置に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、自力での移動が困難な在宅患者（訪問診療を受けている者）が使用する人工呼吸器が長期停電時においても稼働できるよう、当該患者を診ている医療機関に対して、停電時に患者に貸し出せる簡易発電装置の整備に必要な経費の一部を補助する。	訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者を診ている医療機関	2020年度まで	在宅で人工呼吸器を使用し、訪問診療を受ける患者が、電力不足により、医療提供に空白が生じないようにするため、簡易発電装置の整備を完了	医療機関
56	病院	病院	病院の耐震整備に関する緊急対策	病院の耐震改修状況については、毎年度調査を行い、災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率は平成29年9月時点で89.4%、病院全体の耐震化率は72.9%であり、いずれもまだ十分とはいえない。このため、未耐震の災害拠点病院や救命救急センター等の救急医療を担っている病院及び耐震性が特に低い建物（Is値0.3未満）を有する病院等の耐震整備に対する支援を行う。	未耐震の病院	2020年度まで	病院の耐震整備に関する緊急対策も踏まえ、病院全体の耐震化率80%以上を達成	民間等の病院（災害拠点病院や救命救急センター等の救急医療を担っている病院及び耐震性が特に低い建物（Is値0.3未満）を有する病院）
57	通信	情報システム	広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を活用した情報収集体制の強化に関する緊急対策	平成30年7月豪雨や平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、災害時に被災した医療機関の支援に必要な情報を十分に把握するため、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の操作性・機能の改善、情報入力項目の追加等のシステム改修等を行う。	広域災害・救急医療情報システム(EMIS)一式	2020年度まで	広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の操作性・機能の改善、情報入力項目の追加等のシステムの改修等を完了	国

No	分野	対象インフラ	緊急対策名	緊急対策の概要	対策箇所数	緊急対策期間	達成目標	実施主体
60	衛生	発電施設	国立感染症研究所の自家用発電機等に関する緊急対策	北海道胆振東部地震を踏まえ、国立感染症研究所において、停電が長期間に及んだ場合、重篤感染症発生時の診断及び検査に支障が生じることから、停電時における業務継続に必要な自家用発電機等について緊急点検を行い、国立感染症研究所のBCPで規定している3日間の停電に対応できない自家用発電機が2台、燃料備蓄タンクの容量が3日間の稼働には不足するものが1基あると判明したため、3日間の停電に対応できる自家用発電機の改良・更新を行い、燃料備蓄タンクの交換等の緊急対策を実施する。	自家用発電機の改良・更新:2台 燃料備蓄タンクの交換:1基 研究棟外壁の防水塗装:3棟 空調機のオーバーホール:39箇所	2019年度まで	国立感染症研究所の3庁舎において、3日間自家用発電機で運用可能な状態とし、業務継続に必要な環境を整備するため、自家用発電機の更新等を完了	国
61	衛生	保健所	保健所の自家発電設備に関する緊急対策	地域における健康危機管理の拠点であり、避難所や在宅の住民の医療、保健、福祉のニーズに対応する中心拠点である保健所を対象に、災害により停電が生じた場合を想定し、緊急点検を行った。点検の結果、自家発電設備がない施設及び機能が不十分な施設が存在が判明したため、自家発電設備の整備に必要な支援を実施する。	345箇所	2020年度まで	地域における健康危機管理の拠点であり、避難所や在宅の住民の医療、保健、福祉のニーズに対応する中心拠点である保健所について、その機能を3日程度維持できる体制を確保	都道府県、保健所設置市、特別区
62	福祉	社会福祉施設	社会福祉施設等の非常用自家発電設備に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、停電時に医療的配慮が必要な入所者等の安全を確保するため、社会福祉施設等の非常用自家発電設備の整備状況の点検の結果を踏まえ、現在未整備であり、今後整備予定のある施設約1,176箇所について、非常用自家発電設備整備の緊急対策を実施する。	整備状況の点検の結果、非常用自家発電設備がなく、今後整備予定のある施設約1,176箇所 <児童関係施設等>約10箇所 <障害児者関係施設>約298箇所 <高齢者関係施設>約861箇所 <その他関係施設>7箇所	2019年度まで	非常用自家発電設備の整備予定がある社会福祉施設等約1,176箇所全て対策完了	都道府県、市区町村

II. 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

(2) 食糧供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保

No	分野	対象インフラ	緊急対策名	緊急対策の概要	対策箇所数	緊急対策期間	達成目標	実施主体
115	水道	水道施設 (取・浄・配水場)	全国の上水道施設に関する緊急対策	平成30年7月豪雨災害や平成30年北海道胆振東部地震災害を踏まえ、全国の上水道事業等を対象に、重要度の高い水道施設※の災害対応状況について緊急点検を行い、大規模な断水が生じるおそれがある施設として、(1)停電によるものが139カ所、(2)土砂災害によるものが94カ所、(3)浸水災害によるものが147カ所、(4)2020年度までに耐震化が必要な浄水場3%、配水場4%が判明したため、自家発電設備の設置や対策工事等の緊急対策を実施する。 ※病院等の重要給水施設に至るルート上にある水道施設	<停電対策> 139カ所 <土砂対策> 94カ所 <浸水対策> 147カ所 <地震対策> 3%の浄水場 4%の配水場	2020年度まで	<停電対策> 停電により大規模な断水のおそれが高い基幹となる取・浄水場において、停電対策を概成 <土砂対策> 土砂災害により大規模な断水が生じるおそれが高い取・浄水場において、土砂災害対策を概成 <浸水対策> 浸水災害により大規模な断水が生じるおそれが高い取・浄水場において、浸水対策を概成 <地震対策> 重要度の高い浄水場の耐震化率を3%、配水場の耐震化率を4%引上げ	都府県、市町村等の上水道事業者及び水道用水供給事業者
116	水道	水道管路	全国の上水道管路に関する緊急対策	平成30年7月豪雨災害や平成30年北海道胆振東部地震災害を踏まえ、全国の上水道事業者等において、水道管路の災害対応状況について緊急点検を行い、2022年度までに耐震化すべき基幹管路約8,600kmについて、耐震化のペースを現在の1.5倍に加速させる緊急対策を実施する。	約4,600km	2020年度まで	2018年度以降、年2%(約2,000km)のペースに引上げることで、基幹管路の耐震適合率を38.7%(2016年度末実績)から2022年度末までに50%とする	都府県、市町村等の上水道事業者及び水道用水供給事業者

## 大臣官房厚生科学課 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
災害発生時における厚生労働省の取組	大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室	室長補佐	平井 智章	3844